

(第340回監査セミナー)

監査等委員会設置会社の光と影

令和3年9月9日

獨協大学法学部教授
監査懇話会特別顧問

1. 監査等委員会設置会社創設の背景と現状

(1) 平成26年改正会社法立法経緯(立案担当者の解説より)

- ① 監査役監査機能に限界があるとの外部(特に海外の機関投資家)の指摘
- ② 米国モデルの委員会等設置会社(現、指名委員会等設置会社)への移行が少数
⇒ 監査役設置会社との制度間競争となり得ず
- ③ 社外取締役の活用の方角(業務執行取締役への監督機能強化)

※2010年当時東証上場会社の内、社外取締役を設置している監査役設置会社の割合は47.6%

(2) 監査等委員会設置会社の現状(数)

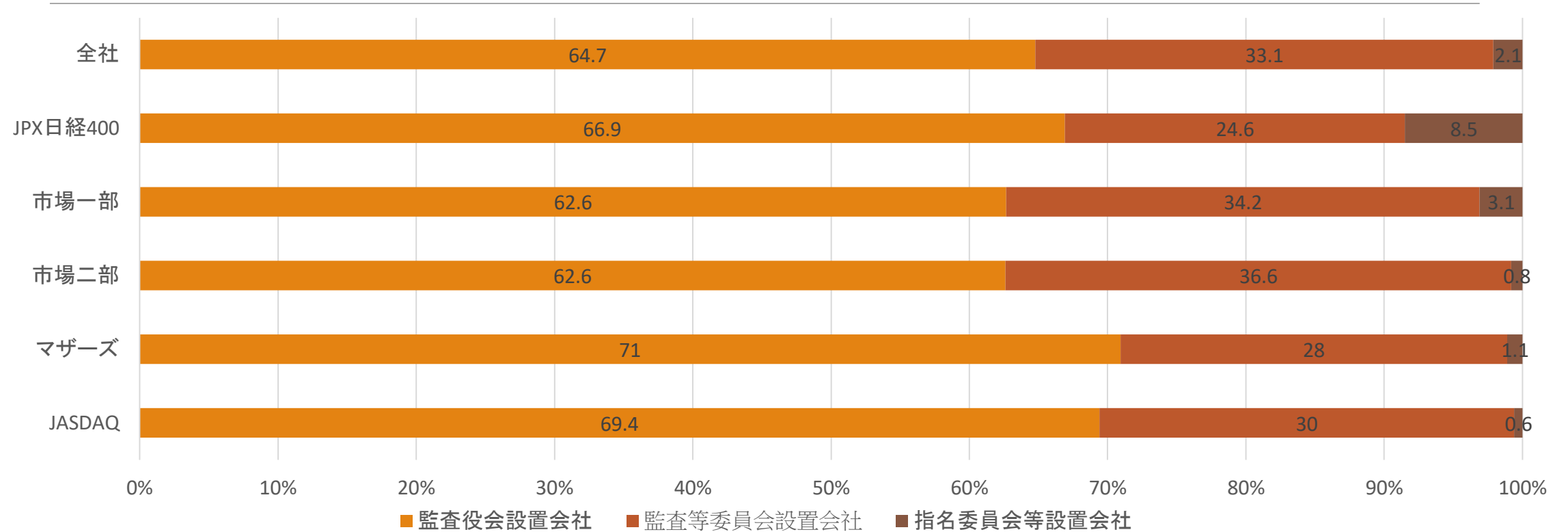
・近時、監査役会設置会社からの移行数が急速に増加

⇒ 東証一部上場会社の監査等委員会設置会社数: 111社(2015年度) → 750社(2021年度7月14日時点)

※全上場会社の内、監査等委員会設置会社は、1,237社(33.1%)(東京証券取引所2021年8月2日公表)

1. 監査等委員会設置会社創設の背景と現状

市場区分別形態
(東京証券取引所
2021年8月2日公表)



2. 監査等委員会設置会社の法制度

(1) 監査役設置会社と同様の規定

- ①株主総会で選任(329条2項)
- ②選任議案への同意権(344条の2第1項)
- ③選任議題・議案の提出権(344条の2第2項)
- ④監査等委員の選任・解任・辞任意見陳述権(342条の2第1項)
- ⑤辞任した監査等委員の意見陳述権(342条の2第2項)
- ⑥株主総会＋監査等委員の協議による報酬の決定(361条2項・3項)
- ⑦自らの報酬への意見陳述権(361条5項)
- ⑧株主総会での解任は特別決議要件(309条2項7号)
- ⑨法令違反等の株主総会提出議案・資料の株主総会への報告(399条の5)
- ⑩監査等委員以外の取締役は監査委員会議事録への閲覧謄写権限無し(399条11)
- ⑪取締役会への職務執行状況の説明義務はなし cf: 監査委員はあり(417条3項)

2. 監査等委員会設置会社の法制度

(2) 指名委員会等設置会社と同様の規定

- ① 常勤者義務付け無し
- ② 非業務執行取締役(取締役会で議決権有り)
- ③ 組織監査(独任制無し)
- ④ 監査等委員会への取締役による説明義務(399条の9第3項)
- ⑤ 監査等委員会に定足数及び特別利害関係人排除規定(399条の10第1項・2項)
- ⑥ 取締役会における経営の基本方針の決定(399条の13第1項1号イ・2項)
- ⑦ 業務執行に重要事項決定権限を取締役に委任可能(399条の13第5項・6項)

※過半数の社外取締役要件＋取締役会決議、又はその旨の定款の定めが必要

- ⑧ 監査等委員以外の取締役の任期1年(332条3項)

2. 監査等委員会設置会社の法制度

(3) 独自の規定

- ① 任期2年(332条1項) cf: 監査役4年、監査委員1年
- ② 監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任への意見陳述権(342条の2第4項)
- ③ 監査等委員以外の取締役の報酬への意見陳述権(361条5項)
- ④ 監査等委員会の承認で取締役の利益相反取引における任務懈怠推定規定排除(423条4項)

3. 監査等委員会設置会社急増の理由

(1) 社外取締役増加への要請

① 令和元年改正会社法

- ・一定の会社(公開会社で大会社である監査役会設置会社かつ有報提出会社)において、社外取締役選任義務化(会社法327条の2)

② 改訂コーポレートガバナンス・コード(2021年6月11日公表)

- ・プライム市場上場会社においては、**独立社外取締役を少なくとも3分の1以上を選任すべき**(プライム市場以外の上場会社は2名以上)(原則4-8)



社外取締役増へ負担の少ない監査役会設置会社からの移行

3. 監査等委員会設置会社急増の理由

(2) その他

- ・ 監査等委員の任期2年による役員人事の流動化 (cf: 監査役4年)
- ・ 指名委員会等設置会社への移行には躊躇がある経営陣の思惑
⇒ 指名委員会・報酬委員会必置ではない制度への抵抗感無し
- ・ 世の中の趨勢に対する心理的影響



監査等委員会設置会社の監督機能に着目して移行を決断した会社は案外少ないのではないかな？
⇒ 監査役制度が機能していないことを理由に監査等委員会設置会社への移行を決断しているわけではないのが多数との印象

4.監査等委員会設置会社の監督機能

(1)監査等委員会設置会社の評価

①肯定的意見の主な理由

i) 監査役から取締役への機関変更に伴うメリット

- ・議決権の付与により、監査役がより積極的に会社運営に関われること
- ・監査等委員としての自覚や役割に対する意識の向上
- ・監査役監査の適法性監査限定論からの呪縛の解放
- ・監査等委員以外の取締役の指名・報酬に対する一定の監督機能の期待可

ii) 取締役会運営の効率化・重点化

- ・重要な業務執行決定の特化(但し、過半数以上が社外取締役又は定款の定めのある要件あり)
- ・利益相反取引の任務懈怠責任の推定規定を排除(監査等委員会の承認前提)

4. 監査等委員会設置会社の監督機能

(1) 監査等委員会設置会社の評価

② 否定的意見の主な理由

i) 監督機能が不十分

- ・株主総会で取締役候補の指名や報酬議案について何も意見表明をしない監査等委員会が多いこと

⇒ 指名や報酬が「相当でないときに意見陳述」との規定ではないことから、立法趣旨は、監査等委員として何らかの意見を株主に表明すること

- ・非常勤のみから構成される監査等委員会のガバナンスへの課題

ii) 監査等委員の人事の独立性に疑問

- ・実態として(代表)取締役に掌握されている(監査役と同じ)

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(1)事例の概要

2019年8月 ベトナム子会社で贈賄が発覚

// 11月 臨時取締役会にて、第三者調査委員会設置決定

2020年4月 第三者調査委員会報告書公表

⇒贈賄事件の責任を取って、会長(創業家二男息子)・社長(非創業家)・専務(創業家四男息子)退任

⇒常務(会長息子)K氏を社長にすべく、取締役候補者として選任予定

★創業家二男一族と四男一族の対立激化

2020年6月 第72回定時株主総会

⇒K氏の取締役再任否決(四男一族の反対により)

⇒もっとも、K氏は、常務執行役員として留まる(四男一族反発)。

⇒次回総会の役員選任に向けて抗争(執行側(取締役会)と監査等委員会側で対立)

2020年11月 取締役会が指名・報酬委員会を設置を決定

2021年4月 指名・報酬委員会は、現任とは別の監査等委員3人を推薦

⇒その後、米投資ファンド(代表者が非常勤取締役兼務)と香港の投資ファンドが同調して、その3人を株主提案

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(2)第73回定時株主総会(2021年6月29日開催)に向けた構図

注.取締役会と二男一族、監査等委員会と四男一族が各々同調

提 案 者	提 案 提 出 内 容	対 案 者 と 対 案 内 容
取締役会	監査等委員以外取締役7人の選任	・監査等委員会は、議案の4人に反対
株主(四男系)	監査等委員以外の新任取締役3人の選任	・監査等委員会は賛成 ・取締役会は反対
監査等委員会	取締役監査等委員3人の選任	・取締役会は反対
株主(二男系)	新任取締役監査等委員3人の選任	・取締役会は賛成 ・監査等委員会は反対

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(3)第73回定時株主総会から見る監査等委員会の監督機能

①論点

- ・取締役の選任議案(取締役監査等委員含む)を巡る取締役会と監査等委員会の対立
⇒監査等委員会が期待されている監督機能の検証

②本件の構図で天馬社が監査役会設置会社又は指名委員会等設置会社であったならば？

②－1 監査役会設置会社

i) 監査役の選任に対して(★は、監査等委員会も権限あり)

- ・監査役候補者に対しては、同意権(拒否権)による対抗措置(343条1項)★
- ・取締役に対する監査役の選任議案の提出権(343条2項)★
- ・監査役の選任・解任に対する意見陳述権(345条4項・1項)★
- ・辞任した監査役の意見陳述権(345条4項・2項)★

ii) 取締役の選任に対して

- ・取締役会において、取締役選任議案に対して議決権無し

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(3)第73回定時株主総会から見る監査等委員会の監督機能(続き)

②本件の構図で天馬社が監査役会設置会社又は指名委員会等設置会社であったならば?(続き)

②-2 指名委員会等設置会社

i) 監査委員の選任に対して

- ・指名委員会で取締役候補者を決定
- ・取締役会で取締役の中から監査委員を決定

ii) 監査委員以外取締役

- ・指名委員会で取締役候補者を決定



・監査委員は、取締役会での議決権を持ち、かつ指名委員会の構成メンバーになることにより一定の影響力を持つことが可能

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(3)第73回定時株主総会から見る監査等委員会の監督機能(続き)

③監査等委員会の場合

i)監査等委員の選任

- ・同意権(拒否権)を通じて、影響力あり

ii)監査等委員以外の取締役の選任

- ・株主総会での意見陳述権を行使することを通じての影響力(監督機能)

立法趣旨:監査等委員会の意見を広く株主に知らしめることにより、株主の議決権の行使に影響力を与えること(∴株主総会参考書類にも要記載)

●実態は、監査等委員が株主総会で、議案に反対の意見陳述を行っている事例はほとんど無し

⇒取締役の選任議案に対して、賛否等何らかの意見を株主に陳述するのが立法趣旨のはず

⇒天馬事案は、監査等委員会が取締役の選任議案に対してより積極的に監督機能を果たせたか

検証・考察する意義があり

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(3) 第73回定時株主総会から見る監査等委員会の監督機能(続き)

③監査等委員会の監督機能の本質

- ・本来であれば、取締役が解任されるべきところ、取締役会で解任議案(又は不再任)の内容が決定されないときに、監査等委員会の意見陳述権は効果を発揮

⇒監査等委員会として、意見陳述する監査等委員の選定と意見陳述内容を決定する必要がある

※監査等委員会での多数決(監査等委員会として監督機能の立法趣旨を理解し行使する意識が必要) cf: 監査役は独任制

★天馬社の監査等委員会は、監督機能を果たしたか？

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(3)第73回定時株主総会から見る監査等委員会の監督機能(続き)

④天馬社監査等委員(会)の対応

i) 会社提案の取締役候補者(取締役監査等委員除く)の選任に対して

ア) 取締役会において反対意見表明と議決権の行使及び反対に関して株主総会での意見陳述及び開示を実施(参考書類等を通じて)

イ) 監査等委員会の意向を反映した株主提案という方策を活用

・ 監査等委員会として取締役候補者選任議案の提出は法的に不可

ii) 取締役監査等委員の選任に対して(※この点は監査役会も同じ)

・ 監査等委員の選任議案の提出権に基づいて提案(法的権限)

⇒ 取締役会としては、監査等委員の選任議案について監査等委員会と対立している以上、監査等委員会の同意を取り付けられないことから、取締役会の意向を反映した株主提案の形を採用

★天馬社監査等委員会は、i)-イに行為により、積極的に監督機能を果たそうとしたと評価(個別事例としての妥当性は別として)

5.天馬社事例を通して監督機能を考察

(3)第73回定時株主総会から見る監査等委員会の監督機能(続き)

⑤天馬社の監査等委員(会)の対応に対する補足コメント

- ・取締役選任議案に対して、監査等委員会がブレーキ役になり得ること(監督機能)
- ・但し、監査委員会の多数決での決定が前提(cf: 監査役は独任制による単独行動が可能)
- ・一方で、取締役会と監査等委員会の全面对立に発展する可能性もあること

⇒天馬社事例と同様のケースが今後散見されると、監査等委員の選任議案に対して、執行側(代表取締役)がより慎重になる可能性もあり

⇒監査等委員会設置会社の本来の監督機能を縮減させる懸念あり

cf: 指名委員会等設置会社の場合は、取締役会が監査委員を選定するために、取締役会が健全に機能すれば、監督機能の縮減防止はある程度可能

6.監査等委員会設置会社の監督機能強化に向けて

(1)立法措置

①移行時の新任監査等委員の同意権付与

- ・現任の監査役が新任監査等委員選任議案への同意権付与

②監査等委員の人事権

- ・監査等委員の株主総会議案内容について、現行法の同意権から決定権に変更(少なくとも指名諮問委員会への提案権の付与)

③代表取締役の解任権

- ・代表取締役の解任議案の提出権の付与

④常勤監査等委員の法定化

- ・会社の実態を適切に把握するためには、常勤監査等委員の選任を義務付けるべき

(2)運用論

- ・監査等委員による株主総会における意見陳述権については、指名及び報酬議案の賛否にかかわらず、株主総会参考書類への記載と株主総会での口頭報告を行う運用の推奨

6.監査等委員会設置会社の監督機能強化に向けて

(3)社内体制の構築

①内部監査部門への指揮・命令(指示)

- ・三線(ディフェンス)ラインの強化のために、内部監査部門への指揮・命令が適切に行使できるような体制整備

例: 監査等委員への報告の内規、内部監査スタッフの人事・評価の一定の影響力保持、
監査等委員会の下部組織に内部監査部門を配置 等

②指名(諮問)委員会と報酬(諮問)委員会への関与

- ・監査等委員もメンバーに加わること

最後までご静聴、有難うございました。